



2026年4月16日

各位

会社名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 スティーブン・ヘイズ・デイカス
(コード番号 3382 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 最高財務責任者 高木 哲也
(TEL. 03-6238-3000)

資本準備金の減少及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、2026年5月27日開催予定の当社第21回定時株主総会に、下記のとおり「資本準備金の減少」及び「定款一部変更」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本準備金の減少

(1) 資本準備金減少の目的

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の取崩しを行いその他資本剰余金に振り替えることにより、分配可能額の充実を図るとともに今後の資本政策に備えるため。

(2) 資本準備金減少の要領

2026年2月28日現在の当社資本準備金 425,496,889,368円のうち350,000,000,000円を取崩します。
資本準備金取崩額 350,000,000,000円は、その他資本剰余金に振り替える予定です。

(3) 資本準備金減少の日程

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 取締役会決議日 | : 2026年4月16日 |
| ② 定時株主総会決議日 | : 2026年5月27日 (予定) |
| ③ 債権者異議申述公告 | : 2026年6月16日 (予定) |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | : 2026年7月16日 (予定) |
| ⑤ 資本準備金減少の効力発生日 | : 2026年7月17日 (予定) |

(4) 今後の見通し

当社の連結及び単体業績に与える影響は軽微です。

2. 定款一部変更

(1) 定款一部変更の目的

居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を追加するものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第13条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新 設)	第13条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

(3) 日程

- ① 取締役会決議日 : 2026年4月16日
- ② 定時株主総会決議日 : 2026年5月27日（予定）
- ③ 定款変更の効力発生日 : 2026年5月27日（予定）

以 上